

2006年 月 日

内閣府国民生活局消費者企画課

消費者団体訴訟制度準備室 意見募集担当 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

代表 清水 巖

〒650-0022

兵庫県神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL 078-361-7234

FAX 078-361-7228

## 適格消費者団体の認定、監督等に関する ガイドライン（案）に対する意見

当団体は、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業、並びに消費者政策の研究・提言、不当約款・不当勧誘等の差止活動を行うなどして、消費者団体訴訟制度の担い手である適格消費者団体として活動することを目指している団体です。

今般、消費者契約法（以下、「法」と言います。）の改正に伴う適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（案）（以下、「ガイドライン案」と言います。）に意見募集がなされたので、消費者団体として、下記のとおり意見を述べます。

- 1 ガイドライン案の2(2)イ(イ)においては、適格消費者団体について、「活動が二年以上継続してされていることを原則として要する」と規定され

ています。

しかしながら、平成18年6月7日に公布され、翌19年6月7日から施行される改正消費者契約法(消費者団体訴訟制度)の担い手となる適格消費者団体について、2年間という活動実績を原則的な要件とすることは、受け皿団体による同法施行後の速やかな差止請求活動を困難にするものであって妥当ではありません。

消費者団体訴訟制度に向けた各団体の現実の準備状況をふまえ、活動実績として要求される相当期間は1年程度を目途とすべきであると考えます。

- 2 ガイドライン案の2(3)アにおいては、適格消費者団体の申請者の社員数が「少なくとも100人以上存在していることを体制整備の一つの目安として斟酌する」とされています。

しかし、都道府県横断的に大規模に活動を行う団体のみならず、各都道府県など比較的狭い地域を拠点としてきめ細かい活動を行う小規模の団体が適格消費者団体として併存し、両者が適切に協力・役割分担をすることはむしろ望ましいことであり、社員数がそれほど多くなくても、各団体の規模に応じて必要な活動を展開することは十分に可能です。

また、そもそも法13条3項3号では、「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制」の整備が求められているだけで、何らかの人数要件が課されているわけではありません。加えて、まだ消費者団体訴訟制度は始まっておらず、制度や受け皿団体がほとんど認知されていない現段階において、「少なくとも100人」という社員数を必要とすることは、適格消費者団体を目指す団体に相当高いハードルを課すものと言えます。

したがって、「少なくとも100人」というのは、必要とされる社員数として多すぎるものと考えます。

- 3 ガイドライン案においては、適格消費者団体の体制として、物理的に独立した事務所を構えることや団体の専任職員の雇用は要件とされていませんが、妥当であると考えます。

仮に独立事務所や専任職員の雇用が必要とされると、それだけで相当額の

支出を余儀なくされ、行政による金銭的支援が望めないこともあって、団体の経済的な負担ばかりが大きくなり、安定的かつ継続的な活動が困難になることは明白です。

独立事務所や、専任職員の雇用については、法においても特に要求されておらず、実際上も、会員等の事務所の一部を間借りすることが合理的かつ現実的であることから、独立事務所や専任職員の雇用を必要とすべきではありません。

- 4 ガイドライン案の4(3)においては、法25条の定める「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」について、「事業者等の不当な行為に関する事項についても、当該事業者等が他に知られないことにつき相当の利益を有するものとはいえず、該当しないと考えられる」とされていますが、妥当であると考えます。

以 上